

# 勝浦市 ファミリーサポートセンター

## 会員登録・ご利用の手引き

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. ファミリーサポートの活動<br>活動の内容・謝礼金について等 | ..... 1~2 |
| 2. 登録について                         | ..... 3   |
| 3. 利用するには                         | ..... 4   |
| 4. 保険について                         | ..... 4   |
| 5. お預かりに際して準備していただくもの             | ..... 5   |
| 6. 会員の心得<br>共通理解                  | ..... 5   |
| 7. 会則                             | ..... 6   |

[お問い合わせ先]

勝浦市ファミリーサポートセンター

電話番号 048-297-2903 FAX 番号 048-295-7667

メールアドレス byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

[勝浦市委託事業]

担当：福祉課子育て支援係 TEL：0470-73-6618

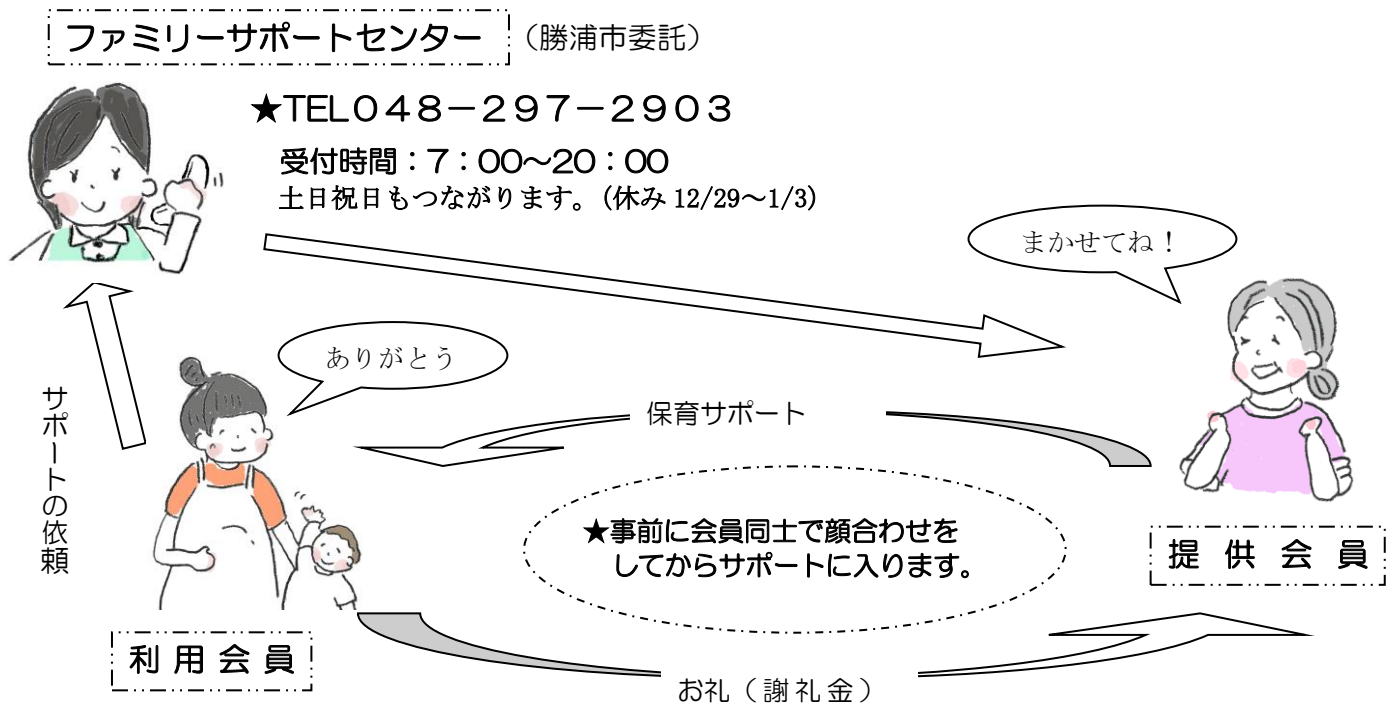


# 1. ファミリーサポートの活動

## ●●●ファミリーサポートセンターの仕組み●●●

お子さんの預かり等を希望する者（利用会員）と、お子さんのお預かり等を行う者（提供会員）が会員となって、双方の合意のもと子育てのお手伝いを行う活動です。センターは会員同士の活動が安全かつ円滑に行えるように、間に立って会員のご紹介や依頼の調整等を行います。

利用するには会員登録が必要です。→P3へ



## ●●●活動の内容●●●

- ・依頼は必ずセンターを通じて行います。
- ・利用会員と提供会員がセンターの立ち合いのもと事前に顔合わせを行い、依頼内容の詳細の打合せをしたうえでサポートに入ります。(事前打ち合わせ)
- ・概ね予定をたてて計画適に行う依頼が基本となります。

※事前打ち合わせを行う日程の調整が必要になりますので、利用が決まりましたら早めにセンターにご連絡ください。原則として、利用を希望する日の5日前までにご連絡頂いた依頼へ対応します。

## ●●●利用会員●●●

原則として、生後3月を経過した日から高等学校3年生相当までの児童と同居している勝浦市内在住の方

※こんな時にご相談ください。

- ・保育園、幼稚園、学童、学校等への朝夕の児童の送迎や預かり
- ・児童の習い事や塾等への送迎
- ・介護や家事などで保護者が忙しい時の児童の預かりや送迎
- ・保育施設等の休日、冠婚葬祭又は学校行事等、利用会員に用事がある時の児童の預かりや送迎
- ・産後や双子の世話等の利用会員と一緒に育児の手伝い
- ・こども館等での児童の見守りや送迎
- ・利用会員のリフレッシュ
- ・その他育児に関する必要な支援

※児童が病気の時の預かりや、宿泊を伴う預かり、家事の支援は行いません。

## ●●● 提供会員 ●●●

原則として20歳以上で、心身ともに健康で積極的にサポートを行うことができる方。

※活動の前にセンターが行う講習（4時間×2日間）の講習を受けていただきます。詳細はセンターへお問合せ下さい。

## ●●● 1人の提供会員が預かれる人数 ●●●

兄弟姉妹の場合複数の児童のお預かり可。提供会員と相談のうえ、決定致します。

## ●●● サポートの日時 ●●●

・サポート時間：原則 6時から22時までの間。

※ただし、特別な事情があり、提供会員の合意が得られる場合はご相談に応じます。

・サポートする日：提供会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

## ●●● サポートの場所 ●●●

提供会員宅、利用会員宅、こども館、その他安全に保育ができる場所。会員相互の合意を得た上で決めていきます。

## ●●● 謝礼金（利用料金） ●●●

サポート終了後、利用会員が提供会員に直接お支払いします。

（児童1人／1時間あたり）

サポートの時間	1時間あたりの単価
月曜日から金曜日 7時～19時	700円
月曜日から金曜日 上記時間外	900円
土・日・祝、年末年始（12/29～1/3）	900円

※1人の提供会員が兄弟姉妹複数の児童を預かる場合、2人目からは半額になります。

但し、児童の年齢、発達状況、依頼内容等によっては1人ずつの料金になる場合もあります。

### （料金の算出方法について）

#### 1 サポート時間

① 提供会員宅で児童を預かる場合。

利用会員が提供会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えに来て児童を引き渡すまでの時間で計算。

② 提供会員宅以外でサポートを行う場合。又は送迎も兼ねた活動の場合。

提供会員がサポートを行うために自宅を出る時間から、サポートを終えて自宅に戻るまでの時間で計算。

③ サポート時間が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分になります。

④ 最初の1時間以降、30分単位（1時間単価の半額）で加算します。

#### 2 移動交通費やその他実費

・サポートに必要な実費は利用会員が支払います。

①提供会員の車を使って送迎等行う場合はガソリン代を移動距離で算出し精算します。

0km～5kmまで100円、5km以上～10kmまで200円、10km～15kmまで300円・・・5km単位で100円増し

②公共交通機関、タクシー等利用した場合は実費精算。

③有料の駐車場等利用した場合の駐車場代等は実費精算。

④利用会員の合意を得た上で活動に必要な物品を提供会員が購入した場合、食事代、おやつ代などサポートに必要な経費は実費精算。

#### 3 支払方法

利用料金及びその他かかった実費は、サポート終了時に利用会員が直接、提供会員へお支払いします。

## ●●● キャンセルにつて ●●●

・依頼を取り消す（キャンセル）する場合は、速やかに提供会員に連絡の後、センターへもご連絡ください。

### ★利用会員が依頼を取り消す場合のキャンセル料は、

- ①前日までに依頼取り消し連絡をした場合 無料
- ②当日に依頼取り消し連絡をした場合 1時間分に相当する額
- ③依頼取り消し連絡をしなかった場合 全額

## 2. 登録について

利用するには登録が必要です。

登録は勝浦市ファミリーサポートセンターのホームページからおこなえます。

- ① 勝浦市ファミリーサポートセンターで検索。
- ② ホームページ上の「入会申し込み」をクリック。
- ③ 必要事項を入力して送信。 登録完了！

※ホームページ  
QRコード



※ネットでお申し仕込みができない場合は登録に必要な書類を郵送します。

勝浦市役所福祉課子育て支援係（TEL 0470-73-6618）にも置いてあります。

## 3. 利用するには（依頼の仕方）

依頼は必ずセンターを通じて行います。

- ① 利用したい日、内容が決まりましたら、利用の5日前までにセンターへお電話ください。

※その際、事前打合せを行う希望日の候補も複数日数ご用意のうえお伝えください。

★勝浦ファミリーサポートセンター TEL048-297-2903

電話受付時間：7：00～20：00 土日祝日もつながります。（休み 12/29～1/3）

- ② ホームページから利用フォームをお送りください。

- ・利用フォーム①（依頼の内容）
- ・利用フォーム②（お子さんの普段の生活）
- ・利用フォーム③（お子さんの発達等について）



※利用フォーム用  
QRコード

- ④ センターが提供会員を探します。
- ⑤ 提供会員が決まったら事前打合せ日の調整をします。
- ⑥ 事前打合せ（1時間程度）

会員同士顔合わせを行い、活動の日時、内容、その他サポートを行うために必要な事の詳細を確認します。  
原則、事前打合せを行った提供会員が担当となりその後のサポートを行っていきます。

※打合せを行う場所は、利用会員宅、提供会員宅、その他 基本的に活動を行う場所になります。

- ⑦ サポートの開始。

定期的な利用の場合は、月単位で利用の申し込みをします。利用の前月末日までに翌月の予定をセンターまでご連絡ください。提供会員に確認をします。

- ⑧ サポート終了。謝礼金、実費の清算。

利用会員は、提供会員が提示するサポート報告書の内容を確認、署名のうえ、利用料金と実費を直接

提供会員に支払います。

## 4. 保険について

方が一に備え、委託先：NPO法人病児保育を作る会が、NPO総合活動保険（あいおいニッセイ同和損保）に加入します。

### ●賠償責任保険

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

### ●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

## 5. 児童の預かりの際、利用会員が準備する物

※保育に必要な物は基本的に利用会員が用意します。

- ・昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・着替え
- ・汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）

- ・おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・薬（必要児童のみ）

## 6. 会員の心得

1. ファミリーサポートセンターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう
2. 活動により知り得た家庭の事情を他に漏らし、プライバシーを侵害する行為をしてはいけません。退会後においても同様です。
3. お互いの立場をよく理解し、利用会員、提供会員それぞれの責任を全うしましょう。
4. 約束した開始・終了時間は、必ず守りましょう。
5. 活動中は、必ず会員証を携帯しましょう。
6. サポート依頼は、必ずセンターを通して行ってください。センターを通さないサポートについては保険が適用されません。
7. サポート中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
8. サポート中は、常に連絡が取れるようにしてください。
9. 常に児童の安全を確認してください。



## 7. 共通理解

1. ファミリーサポートセンターで行うサポートは、依頼会員と協力会員の双方の合意によって成立するものです。依頼条件によっては、協力会員が見つからない場合もある事をご理解ください。
2. サポートは、お互いの信頼関係が基本となります。事前打ち合わせで利用会員（児童同伴）と提供会員が直接顔を合わせ、活動内容を確認し合意の上活動を行いましょ。
3. おやつ、食事、おむつ、玩具、チャイルドシート等は、原則として利用会員が用意します。
4. 基本的に事前打合せで確認した事以上の活動を提供会員に求めるのはやめましょ。会員同士の助け合いですから、過度の負担を求める事が無いようご配慮ください。事前打合せで確認した事以外の依頼を希望する場合は、センターを通してください。

# 勝浦市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、勝浦市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 センターは、子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）及び子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）を組織化し、会員間による子育ての相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、子育て環境の整備を推進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は会員制で行い、提供会員と利用会員で構成する会員組織とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、援助活動を支援するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集、登録その他会員に関すること。
- (2) 援助活動の連絡調整に関すること。
- (3) 提供会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う研修及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

(会員の要件)

第5条 会員は、次に掲げる要件を満たす者であって、利用会員又は提供会員として登録されたものをいう。

- (1) センター事業の趣旨を理解していること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 利用会員にあつては、原則として生後3月を経過した日から高等学校3年生相当までの児童（以下「対象児童」という。）と同居している者であること。
- (4) 提供会員にあつては、原則として20歳以上の者であつて、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができるものであること。

2 利用会員と提供会員は、これを兼ねることができる。

(会員の遵守事項)

第6条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供及び目的外利用を行わないこと。なお、第8条の規定により会員登録の抹消を受けた後及び第9条の規定により退会した後も同様とする。
- (3) 政治、宗教及び営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

(会員登録等)

第7条 会員として登録しようとする者は、センターに入会申込書を提出し、センターの承認を得なければならない。

2 提供会員として登録しようとする者は、センターが実施する援助活動に関する研修を受講しなければならない。

3 センターは、会員登録を承認したときは、勝浦市ファミリーサポートセンター会員証（以下「会員証」という。）を発行するものとする。

4 会員は、会員登録申込書の内容に変更が生じたときは、センターに届け出なければならない。

(会員登録の抹消)

第8条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) 本会則に違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたとき。
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 会員は、会員抹消の通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返却しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1)センターに退会届を提出したとき。
- (2)第5条第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員による援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1)保育所、こども園及び小学校等（以下「保育施設等」という。）の始業時間まで対象児童を預かること。
- (2)保育施設等の終業時間後に、対象児童を預かること。
- (3)保育施設等と援助活動を行う場所との間における対象児童の送迎
- (4)保育施設等の休日、利用会員の冠婚葬祭又は学校行事等の事由がある場合において、臨時的に対象児童を預かること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、利用会員の子育てを支援するために必要な援助を行うこと。

(援助活動の実施時間)

第11条 援助活動の実施時間は、午前6時から午後10時まで間で、子育ての援助が必要な時間とする。ただし、特別な事情がある場合は、会員相互の合意により、援助活動の実施時間を変更することができる。

(援助活動の実施方法)

第12条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダー（以下「アドバイザー等」という。）に申込みをするものとする。

- 2 前項による申込みは、援助活動を必要とする日の1月前から5日前（センターの休業日は除く。）までの間に行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 アドバイザー等は、前2項の規定による援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容及び日時等を確認し、申込み内容に適する提供会員との調整を行い、その内容を記録しなければならない。
- 4 前項の規定により調整を受けた提供会員は、利用会員と援助活動の実施について事前に十分な協議を行い、両者合意の上で当該援助の内容及び日時等の詳細を決定するものとする。
- 5 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書に援助活動の内容を記載し、利用会員の確認を受けなければならない。
- 6 提供会員は、援助活動を行った月に係る援助活動報告書を翌月10日までにセンターに提出しなければならない。
- 7 会員は、援助活動を取り消す場合は、相互に連絡を取り合うとともに、センターに報告しなければならない。

(保険)

第13条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために提供会員及び援助対象の児童について賠償責任保険・傷害保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。
- 3 会員は、活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(利用料)

第14条 利用会員は、別表に定める利用料及び実費を提供会員に支払うものとする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この会則は、令和5年12月1日から施行する。



別表（第14条関係）

	援助活動日及び援助活動時間	対象児童1人につき 利用時間1時間当たり
利用料	月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の午前7時から午後7時まで	700円
	平日の午前7時まで及び平日の午後7時以降	900円
	土日祝日及び12月29日から1月3日まで	900円
	(備考) (1) 援助活動を行うにあたり、提供会員の移動に要する時間も含めるものとする。 (2) 援助活動を行うにあたり、最初の1時間までは、それに満たない場合であっても1時間とみなし、最初の1時間経過後は30分以内であれば利用料単価の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。 (3) 利用会員が援助の依頼を取り消す場合における利用料は、次のとおりとする。 ①前日までに依頼取り消し連絡をした場合 無料 ②当日に依頼取り消し連絡をした場合 1時間分に相当する額 ③依頼取り消し連絡をしなかった場合 全額	
実費	利用会員は、援助活動に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。 ①子どもの送迎等に係る交通費 ②提供会員が用意した飲食物、おむつ代等	

※利用料及び実費は、その日の援助活動終了後に支払うものとする。